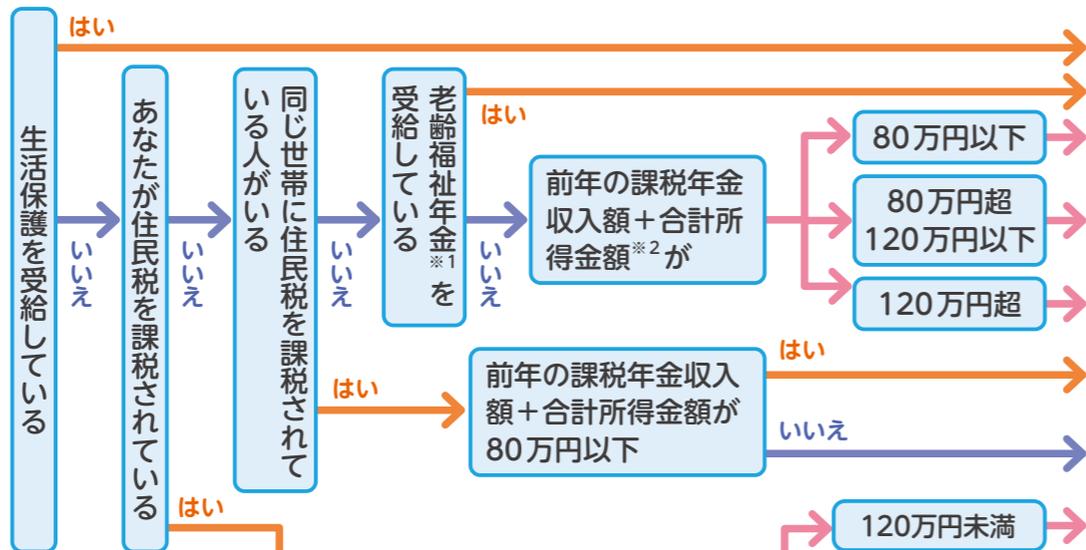


# 介護保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。



## あなたの介護保険料は？



## 保険料は基準額をもとに決まります

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなるよう本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

## 基準額の決まり方

$$\frac{\text{市区町村で必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 23\%}}{\text{市区町村に住む65歳以上の方の人数}} = \text{基準額}$$

この基準額をもとに、所得によって13段階に分かれます。

●第1～3段階の方の介護保険料は、公費によって負担が軽くなるように調整されています。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料(月額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金※1受給者の方 ●前年の課税年金収入額と合計所得金額※2の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.285	19,900円
第2段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.485	33,900円
第3段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.685	47,900円
第4段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.87	60,800円
第5段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	69,900円
第6段階	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	83,900円
第7段階	本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.3	90,900円
第8段階	本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.5	104,900円
第9段階	本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.7	118,900円
第10段階	本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.9	132,900円
第11段階	本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.1	146,800円
第12段階	本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.3	160,800円
第13段階	本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 × 2.4	167,800円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方に支給されている年金です。

※2 合計所得金額 収入から必要経費に相当する額を控除した金額のことで、扶養控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階では、公的年金等に係る雑所得を除いた金額を用います。さらに第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

## 介護保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1～3割である利用者負担が3割または4割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

### 【1年間滞納した場合】

- サービス利用時の支払い方法の変更(償還払いへの変更)

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません。(7～9割相当分は後で市区町村から払い戻されます。)

### 【1年6カ月間滞納した場合】

- 保険給付の一時差し止め
- 差し止め額から滞納保険料を控除

市区町村から払い戻されるはずの給付費(7～9割相当分)の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

### 【2年以上滞納した場合】

- 利用者負担の引き上げ
- 高額介護サービス費等の支給停止

本来1～3割である自己負担割合が3割(自己負担割合がもともと3割の方は4割)に引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったりします。

65歳以上のみなさまへ

令和6年度～8年度版

# 介護保険料のお知らせ



介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというしくみです。

## 介護保険の財源



一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

# 介護保険料の納め方

納め方は受給している年金\*の額により普通徴収と特別徴収に分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。  
 \*受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

## 年金が年額18万円未満の方

→【納付書】や【口座振替】で各自納めます

- 保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 市区町村から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

納め忘れがないように口座振替を利用しましょう。

### 手続き

- ①介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
  - ②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
- ※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。  
 ※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

口座振替が便利ね



## 普通徴収



## 年金が年額18万円以上の方

→年金から【天引き】になります

- 保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に年6回に分けて天引きになります。
- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から保険料が天引きになります。



## 特別徴収

### 仮徴収・本徴収ってなに？



### 仮徴収(暫定賦課)

65歳以上の方の介護保険料は、住民税の課税状況が確定する6月以降に決定します。したがって、4月、6月、8月は、確定した保険料での徴収ができないため、暫定保険料での徴収となります。これを仮徴収といいます。通常は、前年度の2月期と同額になります。

### 本徴収(本算定賦課)

10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて徴収します。これを本徴収といいます。

### 「介護保険料特別徴収開始通知書」が送付されます

年金から天引きになる方には、市区町村から事前に「介護保険料特別徴収開始通知書」が送られますので、金額や天引きされる月日等をご確認ください。

# 介護保険 Q & A

Q 保険料はいつから納め始めるのですか？

A 保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

6月1日生まれのわたしは…?

前日が属する5月分から納めます。

- 例 ●6月1日が65歳の誕生日の方 →5月分から納めます  
 ●6月2日が65歳の誕生日の方 →6月分から納めます

5月							6月									
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
8	9	10	11	12	13	14	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
15	16	17	18	19	20	21	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
22	23	24	25	26	27	28	25	26	27	28	29	30	31			
29	30	31														

Q サービスを利用していないのですが、介護保険料は納めないといけないのですか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービス費をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。介護保険制度を維持していくためにも、確実に納めていただくようお願いします。

いつ、誰が介護保険を必要とするかわからないものね。



Q 所得が少なくても保険料を納めなければならないのですか？

A 所得の少ない方については、負担が大きくなるように保険料額が設定されています。どうかご理解ください。なお、災害などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。困ったときは、お早めに市区町村の介護保険料担当課にご相談ください。